

◎議 事 日 程 (第 5 号)

平成17年 6 月30日 (木曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 1 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 愛西市都市計画審議会条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 海部津島環境事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第 9 号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第11 議案第10号 愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について
- 日程第12 議案第11号 市の境界変更について
- 日程第13 議案第12号 平成17年度愛西市一般会計予算について
- 日程第14 議案第13号 平成17年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第15 議案第14号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第15号 平成17年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第17 議案第16号 平成17年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第19 議案第18号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第19号 平成17年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第20号 海部地区休日診療所組合理約の変更について
- 日程第22 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第23 同意第 2 号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第24 同意第 3 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 4 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第 5 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第 6 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第 7 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第 8 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第30 同意第9号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第31 同意第10号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第11号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第33 同意第12号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第34 同意第13号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第35 同意第14号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第36 推薦第2号 愛西市農業委員会委員の推薦について
- 日程第37 選挙第6号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第38 請願第1号 乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願について
- 日程第39 陳情第1号 地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情について
- 日程第40 陳情第2号 最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情について
- 日程第41 陳情第3号 被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請について
- 日程第42 陳情第4号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- 日程第43 陳情第5号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- 日程第44 議案第21号 佐織中学校給食室調理器売買契約の締結について
- 日程第45 同意第15号 愛西市助役の選任について
- 日程第46 常任委員会の閉会中の継続調査について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第46までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 追加日程第2 意見書案第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 追加日程第3 委員会付託の省略について
- 追加日程第4 意見書案第1号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 追加日程第5 意見書案第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

◎出席議員（56名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君

13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠 席 議 員（1名）

51番 堀田幸比古君

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	教 育 長	青木萬生君
秘 書 室 長	水谷正君	総 務 部 長	杉山政男君
企 画 部 長	石原光君	教 育 部 長	八木富夫君
経 済 建 設 部 長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	若山富士夫君
市 民 生 活 部 長	藤松岳文君	福 祉 部 長	山田信行君
保 健 部 長 佐 屋	中野正三君	消 防 長 田	古川一己君

総合支所長 加賀和彦君
八開
総合支所長 飯田十志博君

総合支所長 伊藤忠俊君
佐織
総合支所長 山崎敏次君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本日は最終日を迎えました。また、皆様方には大変お忙しい中、御苦労さまでございます。御案内の定刻になりました。

51番の堀田幸比古議員から欠席届が出ております。

それでは開会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会の前に、議長さんよりお許しをいただきましたので、一言おわびとお許しをいただきたく、御報告させていただきます。

今定例会に御提案を申し上げます議案第12号、平成17年度一般会計予算書の中で、4款の衛生費、愛西市の水道事業補助金と13款の諸支出金の愛西市水道事業会計繰出金の内容におきまして、金額の不適切な計上がありましたので、ここでおわびを申し上げさせていただくわけであります。先ほどの議会運営委員会の場でも御説明、おわびを申し上げさせていただきましたけれども、こうした点と同時に、款に上げるその項目の上げ方が統一的でないという御指摘も他の事業の中でもあるわけございまして、そうした点も十二分に今後注意し、次の御提案の折にはきちっとさせていただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。そして、先ほど申し上げました内容につきましても十二分に精査をさせていただいて、一番近い直近の議会でもって訂正と補正対応をさせていただきたく思っております。

お許しをいただきますと同時に、おわびを申し上げさせていただいて、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告させていただきます。お願いします。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

本日9時より議会運営委員会を開催いたしまして、追加議案として、議案第21号、同意第15号が提出されました。御協議いただきました結果、本日、御審議を願うということに決定いたしました。

また、9月定例会の会期日程も決めていただきました。後ほど配付されますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

### ○議長（横井滋一君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきましては、それぞれ御審査いただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

### ○総務委員長（伊藤米郁君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は6月23日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第1号につきましては、財政的な面で、今回提出された議案第1号については一つの手段としては理解できますが、これだけは焼け石に水で財政が潤うことはありません。やはり、議員も職員も同じ血を流すべきかと思えます。愛西市全体が一つになって、財政面をどう考えていくか、最初の議会で方針を持つべきかと思えますという御意見がありました。また、賛成討論として、市長みずから、財政削減のために減らしていこうという姿勢は評価できると思えます。今後は、市民サービスを維持しながら、むだを省いていくという具体的なことを提案していただきたいと思えますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第3号につきましては、反対討論として、65歳以上の高齢者の方に対して、段階的に課税していくという非課税措置を廃止していくという形で、高齢者の方に負担増を強いるものになっています。単に市民税が増税になるのではなく、他に大きな影響を受けるものであるため、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第5号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第6号につきましては、各地域の団員数及び分団数と消防団員の確保の現状についての御質問がありました。答弁として、消防団は4団、分団は60分団で、団員数の合計は815名、内訳としては、佐屋消防団が270人、立田189人、八開123人、佐織233人です。消防団員の確保については、各字の役員さんなどが御尽力されているとのこと。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第7号、議案第9号、議案第10号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第11号につきましては、平成17年2月25日に、旧平和町と旧佐織町で境界線等に関する協定を結んでおり、この協定に定めのないものについては稲沢市と愛西市で協議することとなっているとのこと。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、愛西市の誕生記念式

典の日程等の問いに対して、9月2日を予定しているとのことでした。

また、納涼祭り諸費が各款にまたがっていますが、統合される予定はあるかの問いに対し、旧町村の予算を踏襲したのでこのような形で計上したが、来年度以降検討するとのことでした。

議案第12号の反対討論として、今回の総務関係の予算案については、削減できるものは削減して提出していただきたかったので、この議案の当委員会に付託された部分については反対いたしますという御意見がありました。また、賛成討論として、旧4町村が調整した上で予算作成されたものであるので、賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第13号につきましては、土地開発基金を使って購入する予定の土地はあるのかという質問に対し、先行取得する土地購入予定はないが、この会計の性質としては、先行物件が生じた場合に、この会計を活用して購入するという考え方のもとで予算計上しているという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第1号については、賛成討論として、地方財政の中でも重要な位置を占める地方交付税や国庫負担金などが削減の方向で議論されています。地方では非常に大きな負担となります。地方間格差というものをなくしていくことが大きな目的であり、地方財源の拡充を進めることは大事であるので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第2号につきましては、反対討論として、先般、最低賃金法が2円上がりましたが、底辺を上げることにより全体に波及されることがあり、経営者側から見ると上げるわけにはいかないということになりますので、反対いたしますという御意見がありました。また、賛成討論としては、確かに経営者の方の点では上げることは大変かと思います。しかし、今、最低賃金を引き上げ、生活保護を含め、ここから今の基準が決まっているわけですから、これをきちんとしていくことが大切だと思います。今、世界でも、日本の賃金の低さ、男女の賃金格差というのは問題になっていますので、ぜひこの陳情に賛成していただきたいという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第3号につきましては、賛成討論として、戦後60年ということでことは節目の年であります。こうした中で、核兵器の廃絶、自治体での非核自治体宣言、NGOなどのグループが平和問題に取り組んでいます。また、憲法第9条を守っていくといううねりも広がっています。こうしたことを考えて、被爆60周年に当たり、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第4号につきましては、反対討論として、財政等も含めて地方へ権限を移譲して地方分権を実現していく意味では、残念ながら現在の地方六団体の改革案では不十分だと思います。地方交付税の削減ということは、税源移譲という形になれば、財政力のある地方にとっては効果的であるが、そうでない地方にとってみれば大きな負担になることが明らかであるので、この陳情に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で採択と決しました。

陳情第5号につきましては、賛成討論として、地方自治制度というものを強化していくということは今重要になっています。地方分権改革をしていく中で、地方議会の権限強化ということも大切なことであります。議長に議会招集権を与えるなど、地方議会の権限強化ということは重要な意味を持つと思いますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、その案文を御協議いただき、準備させていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（林 輝光君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は6月24日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、議案第8号につきましては、この規約の経過措置で、平成18年3月31日までの間における組合議会の議員定数は変更前の規約の規定によるものとなっているが、市議会議員の任期は平成18年4月末日までだが、その取り扱いはどういう質問に対して、平成18年3月議会までに決定されるものと思いますという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきまして、敬老行事諸費の1,399万4,000円は4地域の合計からと思いますが、佐屋地域については75歳以上の方を温泉に招待していましたが、他の地域ではどのような形で行われるのか、また来年以降どのような計画を持っているかの質問に対して、ことしは従前のやり方を踏襲するというので式典というスタイルで行い、敬老会に御出席いただける対象者も、佐屋地区は75歳以上、他の3地区は70歳以上と年齢の差異がありますが、これも来年に向けて検討したいという答弁でした。なお、敬老会の開催日は、佐屋地区が9月8日、立田地区が9月16日の午後、八開地区が9月19日、佐織地区が9月16日の午前を予定しているとのことでした。

また、学校評議員会のメンバーには、子供をよく知っている、子供によく接している方が大事と思うがどのような考え方かという質問に対して、現在、地域の総代さんのような方がメンバーに入っている地域もあるが、やはり地域の中で子供のことをよく御存じの方がいいかと思えます。学校から委員の推薦もありますので、どんな方が推薦されるか見ていきたいと思えますという答弁でした。

反対討論として、合併協議で調整された事業で、高い方にサービスを合わせるということで大きく前進したものがあるが、住民基本台帳ネットワークの問題、小学校卒業までの医療費の

無料の拡大、市独自の教員を採用しての少人数学級の実現、学校給食の改善の問題など、住民要望の実現は不十分であるので、この議案の当委員会に付託された部分については反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、合併前の調整でもって、住民サービスが後退しないようにということからスタートしている状態で今回の予算が計上されたわけであるので、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第14号につきましては、賛成討論として、今回の議案については、福祉は高サービス・低負担の考え方でやられています。一番安いといころに合わせられたのは国民健康保険税です。すぐに値上げということになりませんように、格段の努力をお願いして賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号につきましては、主治医意見書手数料はどのくらいを予定しているのかの質問に対して、在宅の施設を合わせて 2,600円という答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第1号につきましては、反対討論として、近隣の津島・一宮は就学前まで、江南市はここの4月1日から愛西市と同じく就学前までになりました。稲沢市に関しては、通院は5歳、入院は6歳までということになっています。このように、近隣は就学前までが多い状況にありますので、段階的に拡大していけばいいかと思っておりますので、この請願に反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、今、若い人たちは不況の中、経済的な理由で子供を産みたくても産めない状況があります。子供たちの健やかな成長には、経済支援となる医療費無料化制度を小学校卒業まで拡大することが求められています。高齢化が進んでいる愛西市には、何よりも少子化対策を一番にやらなければいけない施策であります。子育ての中、母親たちの熱い願いを込めて、この請願に賛成しますという御意見でありました。採決の結果、賛成少数で請願第1号は不採択となりました。以上で報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いします。

#### ○経済建設委員長（伊藤典之君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、6月28日午前10時から、委員全員並びに正・副議長さんにも御出席いただき開催いたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第2号につきましては、議会審査会、委員会構成についてはバランスのとれた構成をお

願いたいという御意見がありました。また、学識経験者は公募する予定はあるのかの質問に対して、現在、公募する考えはないということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第4号につきましては、賛成討論として、4月の臨時議会で間違いが指摘されたところを適正に正されたので、賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第12号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、勤労者住宅資金融資預託金についての請求窓口は支所でも可能かという質問に対して、この請求については本課の経済課で願いたいということでした。

また、6款1項の8目18節の排水路改修工事の中には、永和駅の水路改修が入っていると思うが、この工事概要はという質問に対して、旧佐屋町の引き継ぎで予算計上しており、延長は約270メートル、事業費は概算で1,550万円ほどという答弁でした。

次に商工会について、愛西市に伴い、今後合併の方向かと思うが、その時期と事務所はどこに予定されるかという質問に対して、現在四つの商工会の合併協議会が立ち上げられ、その中で平成18年4月1日合併の目標に向けて準備していると、今後協議会の中で決定されるということでした。

また、商工業振興資金融資について、国民健康保険税は調査項目の対象になっているのかという問いに対して、調査項目の対象になっていないということでした。

反対討論として、住民においては、窓口の問題や手続の問題を理解していただくのに時間がかかるし、行政としても4町村の経過を踏まえて調査を図りながら、住民融和に大きな努力が必要かと思えます。そういう中で努力された予算であるが、公共下水特別会計の繰出金については公共下水道のあり方に異議を持っているので、この議案の当委員会に付託されました部分について反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第17号については、コミュニティープラント事業の今後の計画はありますかの質問に対して、現在、計画はないということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第18号につきましては、愛西市としては、実施金額等については愛知水と緑の公社という団体に委託してお願いしているということでした。反対討論として、公共下水道のあり方について、大型事業だけではなく合併浄化槽等も含めてできるだけコストを落とし、一日も早く全住民の方がそのサービスを受けられるような形で計画の推進を求めてきましたので、この案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第19号につきましては、概要説明の中で、赤字が続けば料金の改定ということになるという説明がありましたが、赤字についての対応をどう考えておられるかという質問に対して、水道を預かる者としては、18年度以降、このままでは非常に苦しく、施設改良もあり得るの

で、御理解いただきたいという答弁でした。それに対して、住民に負担をかけないような形で判断していただきたいという要望がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

それでは、委員長報告に対する質疑がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

○57番（金森認市君）

反対討論を行います。

今議案は、市長公約に基づく給与の10%カット条例の政令であります。今回の合併は、財政的な面から、一町村での対応の展望が持てないということから、行政サービスの維持・拡大を求め、合併により全体で知恵を出し、努力を重ねれば必ず将来的な展望を見出すことは可能であろうということを合併協等の議論を通しお互いが確認し、今日を迎えております。国の行政改革、骨太の改革等々、案も出ておりますけれども、すべて道半ばで、具体的にはいまだ見えてきません。しかし、国の基本的な対応である自己責任・自己決定の方向性は強力に進められると考えられます。この時期、愛西市誕生第1回の定例議会での年度予算を決定するに当たり、基本的な財政について具体的な展望が示されておられません。本1号議案は、これら現況を認識・考慮された上で、市長みずからが先頭に立ち、財政改革を強調された議案と考えます。

そこで、今議会として、本議案を安易に可決するのではなく、採択とした上で今議案を糧として今後特別委員会等を設置し、愛西市の進め方、財政のあり方を早期に確立しない限り、あすの展望は開けないと考えます。本年度予算は17億余の借金、税収増の見込みはなし、どうか皆さん、この現実を認識いただき、採択の対応が本6月議会に課せられた最大の課題であることを心から強く訴えます。

最後に議長にお願いします。可否に関係なく、特別委員会等の早期設置をしていただき、これらの問題の対応に取り組んでいただくことをお願いし、討論といたします。終わります。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありますか。

[発言する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

○13番（真野和久君）

議案第1号について、賛成討論を行います。

今回の愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について、市長の給与を10%カットするという提案であります。これは市長みずからが経費の削減と財政改革のために市長選を通じて公約してきたものであり、これを一番最初の議会の中で提案された、そして即実行するという点は評価したいと思います。今回の所信表明演説の中でも、今後の市政運営の第1として行政改革を市長は掲げておられます。しかし、この行政改革というものの本来の意味は、愛西市として、市民の皆さんに十分な行政サービス、教育や福祉に対してしっかりとした支援をしていく、そうしたことをさらに今後充実させていくために、行政改革でむだを省いていく、効率化していくということが大事であります。ぜひとも、現在の愛西市のサービス等を維持し、そして向上をしていく、そういう視点に立って、今後、愛西市の中の行財政改革、そしてむだを省く、効率化を図ることを進めていくよう要望いたします。賛成いたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市都市計画審議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

○3番（吉川三津子君）

私は、議案第2号について反対の立場から討論いたします。

質疑の折にも申し上げましたが、都市計画審議会は、用途地域の決定、地区計画の決定、幹線道路の計画の決定など、市の将来の姿を決定する機関であり、市民の生活に大きく影響を及ぼすものであります。今まで数々の環境問題にかかわってまいりましたが、実体験からも、私は生活感のある市民の皆さんの意見を取り入れることが大切だと考えます。

当局からの答弁では、学識経験者は市民から選ぶので、市民の声は聞くことができるのとことでしたが、仮に商工関係・農業関係の団体から選出された場合、その肩書での発言となり、一生活者としての意見は期待できないのが通常であります。議員も有識者も確かに市民ではあ

りますが、先進地の事例で、なぜ市民委員が含まれているか、なぜ公募委員が設けられているかからもおわかりいただけると思います。

よって、私は、この条例の委員構成において、臨時委員にも必要に応じて市民を入れることができるという可能性も含まれていますが、生活者基点の声を吸い上げるための市民委員を明確に位置づけることにより、さらによい条例となるという観点から反対といたします。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、賛成討論のある方は御発言をどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

○38番（永井千年君）

議案第3号：愛西市税条例の一部改正についての反対討論を行います。

今回の改正で最も影響が大きいのは、前年の合計所得125万円以下の人に対する個人の市民税の非課税の範囲の対象から65歳以上の高齢者を除くことであります。65歳以上の高齢者は、既にことしから実施されています年金控除の引き下げ、老年者控除の廃止に加えて、この5年、6年で廃止される予定の定率減税の廃止が行われておりまして、06年から08年の3年間で段階的に廃止される今回の改正も含めたこれらすべての改正が行われれば、所得税や住民税にとどまらず、国保税や介護保険料と雪だるま式に負担がふえていきます。年金180万円のひとり暮らし高齢者の愛西市民の場合に、現行が4万6,900円の負担が改正後は13万2,180円と、その負担は2.8倍にもなる試算があります。その他、施策の対象が住民税非課税となっている者への影響もたくさん出てきます。質疑でも、今回の改正の影響は、17年度ベースで2,100人に対して、08年度で1人平均1万円ほどの増税となることが明らかとなっております。このような時期、このような高齢者への負担増には賛成できません。以上、反対討論といたします。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第4号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

##### ○1番（日永貴章君）

農業集落排水事業につきましては、今まで旧町村単位によって住民本位の立場に立って進めてまいりました。合併協議の中でも、現行の事業を運用開始まで続けていくことが確認され、この議案についても事業の内容は現行どおり変更なく、そしてさきの臨時議会で答弁があった語句の変更のみのことが確認されましたので、この議案に対して賛成いたします。

##### ○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第8号：海部津島環境事務組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第9号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第10号：愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方に起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第11号：市の境界変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方に起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第12号：平成17年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

○38番（永井千年君）

17年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

小泉内閣発足以来、既に4兆3,000億円の負担増や給付減が行われて、さらに今後2年間で国民に掲げられようとしている新たな負担増は7兆円にも上ります。その上、政府税制調査会は給与取得控除や各種控除の縮小・廃止によって、年収500万円、4人家族で42万円のサラリーマン大増税改革を打ち出しました。国が国民にこのような大きな負担増を押しつけようとしているという時期だからこそ、自治体は少ない予算の中で工夫して、自治体の本来の役割である住民の暮らし、福祉を守る施策を一層きめ細かく進めていく必要があります。

本予算に反対する理由は、大きく言って二つあります。

反対する理由の第1は、本予算の編成のやり方が合理的ではなくて、一部、会計原則に反するやり方がそのままになっていることでもあります。例えば、地域交流施設工事費のように、既に3月31日までに実際には支払われているにもかかわらずそのまま計上されているもの、あるいは立田庁舎の議場放送機器保守料のように、執行しないことが確定しているにもかかわらず計上されているものなど、この暫定予算の執行の中で既に明らかになっているものは減額補正

を今回の予算ですべきであります。また、見逃すことができないのは、衛生費の水道事業費補助金と諸支出金の水道事業会計繰出金が 3,800万円、二重計上されていることによって、水道事業会計に計上されている他会計からの補助金出資金の金額と 3,800万円分、合わなくなっていることでもあります。私は、誤りを認めて予算を出し直すか、減額修正を図っていくべきだというふうに考えています。この 3,800万円があれば、暮らしや福祉に関するどれほどの事業を行うことができるでしょうか。

反対する第 2 の理由は、住民要望の予算化が不十分だからであります。私たち日本共産党議員団は、新市の 17 年度予算編成に当たって、旧 4 町村に対して、例えば旧立田村では 224 項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めました。しかし、その結果は、新市長に対する多くの市民の期待に反して、精神障害者の医療費の無料化や高齢者福祉タクシーなど、合併協議で調整されて全市に広がった事業以外、新しく予算化されたものはほとんどありませんでした。小学校卒業までの医療費の拡大、乳児健診を四つのセンターすべてでやること、あるいは低所得者の国民健康保険税、介護保険料、利用料の減免、市独自の教員を採用しての少人数学級の実現、学校給食の改善や学校図書室への専任司書の配置、図書館分館の充実・整備、私立高校生への事業料補助の増額など、住民要望の多くが予算化されませんでしたし、住民基本台帳ネットワークへの接続や公共下水道一本やりの進め方に対してなど、反対してきた予算も計上されています。16 年度末の基金残高は 123 億 3,127 万 6,000 円でありますので、今の財政の現状からすれば、その一部を活用すればこれらの要望は十分に実現可能であります。まだまだ住民要望の実現は不十分と言わざるを得ません。よって、17 年度一般会計予算には反対いたします。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

○14 番（鬼頭勝治君）

私は、議案第 12 号の予算について賛成討論をさせていただきます。

この一般会計予算は、合併前に旧 4 ヲ町村が検討・調整してきたものでありまして、予算作成したということでございます。また、先ほど市長からおわびということで、直近の議会で訂正させてほしいということでしたので、それを評価し、賛成いたします。終わります。

○21 番（井桁憲雄君）

賛成討論をさせていただきます。

委員会の折にも申しましたが、合併協議の中で、福祉など、重点的にいろんな面で住民サービスの低下をさせないという予算形態になっておりますので、部分的には大変お手盛りで、あり余る予算があればいいのですが、そうでない現実を踏まえてみますと、今後、全員の方々に効果のある道路とか水路といったものもお願いを申しまして、賛成討論といたします。

○3 番（吉川三津子君）

私は、議案第12号について賛成の立場から討論いたします。

新年度予算は、合併という大事業の中、新たな土木建設事業には慎重、そして福祉サービスを低下させない姿勢が見られる予算になったことを評価させていただきます。

しかし、一方、国自体が700兆円もの借金を抱え、地方交付税特別会計においては30兆円の借金があり、毎週、民間にコンベンショナル方式で1億円単位の半年借り入れの入札を行い、借金で借金を返すといった自転車操業となっています。この借金のツケは、地方へのしわ寄せとしてやってくることは間違いなく、自立した愛西市をつくることは急務であります。このような背景から、私は、主に福祉、教育、環境、市民参画など、ソフト面の問題提起をしながら賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、環境保全対策といたしましては、環境問題の原点でありますごみ問題において、廃棄物処理基本計画策定の費用が盛り込まれていないなど、ごみ減量施策が不十分であるのが残念であります。今後、市民参画での着手を期待するわけではありますが、一方において、資源ごみなどの処理委託先を八穂センターではなく民間へ委託されるとのことであり、運搬費用やリサイクル率からも、私はその選択を評価いたします。

次に、安全な暮らしの確保につきましては、大地震に対応すべく防災計画やマップの作成並びに防災無線の整備にも取り組みがされております。また、学校の耐震対策も進められ、今後、自主防災組織の拡大の運びともなっており、まちづくりの面からも期待しております。

次に、少子・高齢化対策についてですが、介護保険制度も定着してまいり、今後は予防・リハビリ事業の推進が課題かと思えます。質疑の中でも、敬老金、子供の日事業のことで取り上げましたが、その財源を予防、文化的事業へ転換するのも一つの方法ではないかと思えます。市民の心をつなぐ事業の推進、物をもらうよりももっと幸せを感じる事業の推進の検討をお願いしたいと思います。

次に、社会教育におきましては、市民による自主学習会とタイアップしたり、コミュニティーセンターへの出前講座など、市民が来るのを待つのではなく積極的に市民の中に入っていくような事業展開を望みます。

次に、委託金と補助金についてであります。この二つは全く別の性格のものであります。市行政として、すべきものは委託金として処理しなければなりません。今予算案ではその整理がまだできておらず、次年度予算案策定の課題かと思えます。

また、随意契約と入札につきましては経済建設委員会でも取り上げられておりましたが、私は、一般競争入札の枠の拡大を図り、競争性を促し、より透明性のある公平な入札が執行されることが行財政改革につながると考えております。小額だから随契でよいとか、公的機関だからという判断ではなく、原則は入札という姿勢が必要と考えます。

最後に、市民と行政との協働のまちづくりについてであります。既に、強靱な行政主導型のまちづくりの時代から、協働のまちづくりへの転換が必要ということは市長が公約で示されておられます。地方分権の大きな課題である市民参画は、もはや時代の流れであり、市民参画なしでは愛西市の未来が切り開けないところまで来ていると私は思っております。今後、審議会

や協議会の振興の仕方もワークショップ形式へと切りかえが必要など、市民との対等のパートナーシップをどう築いていくのか、職員の皆さんにとっては初めての試みかと思いますが、恐れることなく積極的に取り組んでいただきたいと思います。

行財政改革は、何でもカット、我慢が当たり前というものではありません。むだな事業をやめ、必要なサービスは民の力を使うなど、創意工夫して存続することであります。その姿勢を貫き、積極的な改革を望むとともに、以上、問題提起をしつつ議案第12号に対する賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第13号：平成17年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

11時10分より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第14号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

○16番（浜本七重君）

私は、議案第14号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてに賛成の立場で討論を行います。

合併協議の話し合いの中で、福祉は高サービス・低負担の考え方で進められてきました。そして合併年度を、税率は旧2町2村の一番低いところにそれぞれ合わせられ、医療分で被保険者1人当たりの調定額は7万4,898円、1世帯当たりの調定額は16万5,691円となり、医療分で被保険者1人当たり2,500円、1世帯当たり6,262円の値下げになります。小泉内閣の三位一体の改革で、国民の負担は増すばかりであります。そして、不況はまだまだ回復できず、数々の諸費用が値上がりする中で、国民健康保険加入者の高齢者の年金給付額は年々減らされています。こういう状況の今、暮らしの中で一番大事な医療の大もとである国民健康保険税が値下げされることは市民にとって大変うれしいことです。国保第44条の関係では、保健部長から前向きな答弁がされましたが、減額や免除については現状に合った充実をされるよう要望いたします。

また、今回の値下げが短期間で、即見直し、値上げとならぬよう、当局においては基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなどで格段の努力をお願いいたし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第15号：平成17年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第16号：平成17年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第17号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第18号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず通告に従い、反対討論の発言を許します。

○44番（加藤敏彦君）

議案第18号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

下水道事業につきましては、日本共産党はこの間、大型事業のみでなく合併浄化槽やコミュニティプラントなども積極的に取り入れて早く整備を行うこと、事業費を抑えていくことを求めてまいりました。愛西市の大型事業の下水道事業に対しては賛成できないということで反対をいたします。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありますか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

○54番（太田芳郎君）

それでは私は、平成17年度の愛西市の公共下水道事業特別会計に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

御存じのように、下水道事業におきましては、まさに住民・市民の悲願と言っていいほど要望が多かったわけでごさいます、この流域下水道の構想が持ち上がったのは昭和五十七、八年ごろだと聞いておりますし、その間、なかなか意見がまとまらなくて、ようやくこの下水道事業が1市8町で進んだという現状の中でありまして、そしてまた、地域ごとによって、いわゆる農村地帯、愛西市で言うならば旧立田・八開地区におきましては、農業集落排水事業は、当時は国・県の補助率が非常によかったということもございまして、それぞれの地区に合った状況の中でこの下水道事業は進んできたという状況でございまして、町は流域下水道に参加して、今回このようにようやく事業が進んできた、こういう状況であります。したがって、先ほど申し上げましたように、この下水道事業の早期整備はまさに住民・市民の願いでございまして、予算を早く承認して、一刻も早く事業を進めていくのが我々に負託された部分でございまして、そういう意味でのこの予算を早急に執行していただきまして進めていただく

ことが一番でございまして、そういう意味で賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第19号：平成17年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

○54番（太田芳郎君）

この議案第19号の水道事業会計に賛成の立場で御意見を申し上げます。

この事業も、御案内のとおり、市民に対して、まさに生命にかかわる水を供給する事業でございます。常に安定的に供給しなきゃならんという重大な責務を負っておるわけでございます。

この水道事業につきましても、それぞれ各地区で過去から進めてきた経緯もございまして、やり方が違っておるわけでございますけれども、それが今回の合併によりまして、本来は一本化していくのが原理であります。過去の経緯から事情を見まして、これはかなり難しい面もございまして、時間をかけてやっていく面もございまして、そういう意味で、一刻も早く、そして今、水の問題等々が大変心配される、懸念がございまして、安定的に供給していただくこと、これが最大の責務でもございまして、そういう意味で賛成をさせていただきます。

○44番（加藤敏彦君）

議案第19号の平成17年度愛西市水道事業会計予算について、賛成の討論を行います。

水道事業会計につきましては、値上げは今回ありませんので、賛成いたします。ただ、水道事業の会計の状況は、一般会計からの補助金を除きますと、佐織町では6.1%の赤字、八開では25%の赤字というのが実態であります。市当局は、赤字が続けば料金の改定ということになりますと説明しておりますが、農業集落排水事業におきましても一定期間値上げをしないという形で進められておりますが、こういうふうに住民の立場に立って、できるだけ値上げをしない努力を求めて、賛成いたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・議案第20号（討論・採決）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第20号：海部地区休日診療所組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第1号（採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・同意第2号（採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、この件につきましては金森懿市議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

[57番・金森懿市議員 退場]

それでは、同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたします。

金森懿市議員の退場を解きます。

[57番・金森懿市議員 入場]

それでは、金森懿市議員にお伝えいたします。

ただいまの同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・同意第3号から日程第26・同意第5号まで（採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・同意第3号、日程第25・同意第4号及び日程第26・同意第5号の愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

同意第3号から同意第5号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたします。

次に、同意第4号を採決いたします。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたします。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・同意第6号から日程第30・同意第9号まで（採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第27・同意第6号、日程第28・同意第7号、日程第29・同意第8号及び日程第30・同意第9号の愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

同意第6号から同意第9号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたします。

次に、同意第7号を採決いたします。

同意第7号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたします。

次に、同意第8号を採決いたします。

同意第8号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたします。

次に、同意第9号を採決いたします。

同意第9号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・同意第10号から日程第35・同意第14号まで（採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第31・同意第10号、日程第32・同意第11号、日程第33・同意第12号、日程第34・同意第13号及び日程第35・同意第14号の愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、この件につきましては青木萬生君の一身上に関する案件が含まれておりますので、一時退席をお願いいたします。

〔教育長・青木萬生君 退場〕

同意第10号から同意第14号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論は省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第10号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたします。

次に、同意第11号を採決いたします。

同意第11号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたします。

次に、同意第12号を採決いたします。

同意第12号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたします。

次に、同意第13号を採決いたします。

同意第13号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたします。

次に、同意第14号を採決いたします。

同意第14号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第14号は同意することに決定いたします。

青木萬生君の退場をここで解きます。

〔教育長・青木萬生君 入場〕

それでは、青木萬生君にお伝えいたします。

同意第13号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・推薦第2号

○議長（横井滋一君）

日程第36・推薦第2号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長から指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。農業委員会委員には堀田 清議員、中島義雄議員、祖父江 靖議員、大鹿一夫議員をそれぞれ推薦いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。堀田 清議員、中島義雄議員、祖父江 靖議員、大鹿一夫議員を農業委員会委員に推薦することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・選挙第6号

○議長（横井滋一君）

次に、日程第37・選挙第6号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選出いただきますのは、委員4名、補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、お手元の選挙第6号別紙にありますように、選挙管理委員に伊藤仁氏、片岡綾子氏、佐藤尚實氏、水野芳夫氏の4名、選挙管理委員補充員に岩間多恵子氏、堀田竹重氏、山岸敏則氏、横井治吉氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました選挙管理委員4名並びに選挙管理委員補充員4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員に伊藤仁氏、片岡綾子氏、佐藤尚實氏、水野芳夫氏の4名、選挙管理委員補充員に岩間多恵子氏、堀田竹重氏、山岸敏則氏、横井治吉氏の4名を当選人と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第38・請願第1号（討論・採決）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第38・請願第1号：乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題とし、討論を行います。

まず通告に従い、賛成討論の発言を許します。

##### ○46番（宮本和子君）

請願第1号：乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願についての賛成討論を行います。

今回の乳幼児医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願については、最終的には1,348名の方が署名に賛同されました。今、若い人たちは、不況の中、経済的な理由で、子供を産みたくても産めない状況があります。子供たちの健やかな成長には、直接的な経済支援となる医療費無料化制度を小学校卒業まで拡大することが求められております。医療費を拡大することにより、子育て一番の愛西市と言われるまちづくりをすれば、おのずと少子化対策に寄与することは間違いありません。ただでさえ少子・高齢化が進んでいる愛西市では、少子化対策は何よりも先駆けてやらなければならない施策でもあります。また、80歳になっても20本の健康な歯を持ち続けるには、永久歯が完成する13歳ごろまで正しい歯の管理と治療が必要です。医学的な見地からも、小学校卒業までの医療費の引き上げが必要とされています。

文教福祉委員会での反対討論の中に、子育て中の父母のアンケートで60%以上が経済的な支援を求めている状況を示しながら、小学校3年生までなら賛成で、小学校卒業までは反対ということでしたが、乳幼児医療費の無料化に対する引き上げには、反対というよりも賛成という立場であると考えます。また、近隣の市との比較をしておられましたが、優良都市ランキング

で言われる全国 683市区の中で、入院では、就学前・就学以降も含めると77.1%の市区が年齢の拡大を行っております。就学前までは当たり前で、弥富町、甚目寺町でも小学校3年生から小学校卒業まで引き上げています。名古屋市でも、小学校3年生までの拡大を予定していますが、いまや小学校卒業まで、中学校3年生までが先進地となっている状況でもあります。

議員の皆さんには、子育て中のお母さんたちの熱い願いにこたえて、ぜひ乳幼児医療費無料化を小学校卒業まで拡大することを求める請願に賛同していただきますようお願いいたします、賛成討論とさせていただきます。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛同の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・陳情第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第39・陳情第1号：地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、賛成討論の発言を許します。

○13番（真野和久君）

それでは、陳情第1号に関する賛成討論を行います。

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充を求める陳情についてであります。

現在、地方交付税及び国庫負担金については、三位一体の改革の名のもとに大きく削られるという状況になっています。しかし、本来、地方公共団体は、国民の皆さんに対して直接住民サービスを行い、福祉や教育などの向上を行っている立場であります。そうした中で、国民の皆さんのナショナルミニマムを最低限保障し、そしてさらに拡充していく、それが地方公共団体の役割です。である以上、それに対しては、十分な財政、そして財政運営を行うための十分な資産が必要なことは明らかです。しかし、残念ながら、現在、地方交付税あるいは国庫負担金に対して大幅な削減が進められようとしております。現在、特に地方交付税に関しては、こうしたサービスの向上や、あるいはサービスに伴う負担が地方自治体に対して増大している

にもかかわらず、地方交付税にかかわる税収がそれに足りないということで、それを借金によって賄うということで、結果的に国の借金をふやしている、そういう現状も問題でありますし、そうしたことをせずにしっかりと必要な財源を地方へと回すことは大事なことであります。

また、今、地方への税源移譲が行われようとしておりますが、仮に税源移譲されたとしても、やはり自主財源の税源が不足するところでは大きな財政財源不足になることも明らかです。この地方交付税は、本来の趣旨からいって、すべての国民、すべての地域の住民の皆さんがひとしくサービスを受けられることを保障するための財源であります。そうした点でも、こうした地方交付税をしっかりと拡充していくことが大事です。

また、国庫負担金の問題についても、現在、生活保護費や義務教育費を税源移譲によって国庫負担金の肩がわりをさせる、そうした動きが今出ています。しかし、そうしたことになれば、まさに憲法に保障されている教育の保障や被教育の機会均等、あるいは最低限の文化的な生活、こうしたものを保障する手段・制度の、まさに破壊につながるという重大な問題になります。そうした点をかんがみましても、今回出されております地方交付税の削減に反対し、地方財政財源の拡充を求める陳情及び意見書を上げていくことは、やはりこの地方議会としての責務であると考えます。以上、賛成討論です。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、反対討論の発言を許します。

○18番（八木 一君）

陳情第1号についての反対討論を行います。

現在の地方財政は財源不足となり、極めて厳しい状態にあるのは御存じのことと思います。当然、我が愛西市におきましても、将来への不安を抱いた西部4町村が合併のメリットを最大限生かすために平成17年4月1日に合併いたしました。合併のメリットを最大限に生かすためには、地方交付税は欠くことができないものではありませんが、地方交付税の財源となっている法定5税が減少している中、充実させるためには多額の借金が必要となります。国民1人当たり借金が幾らと言っている中で、国で借金して地方へ回せと言っているのでしょうか。今後の地方行政を考える中で、確かに地方交付税が減額されることは大変な痛手となることは明らかでありますし、今年度についても、18年度においても、交付税が減ってもいいとは考えておりません。少なくとも交付税が減れば、財政的にはますます厳しいものになることは目に見えております。ただ、交付税自体がバブルの時代のものを、今なお引きずっていることも見逃せない点であると思います。つまり、地方財政においても交付税に甘え、バブル期を引きずったの財政ではないのかと思います。バブル期には、かなりの勢いで右肩上がりの曲線を描いての財政計画であったと考えます。地方財政にしても、バブル期の負の遺産を引き継いでいるため、経常経費は今なお右肩上がりが続いているのではないかと考えています。

このような傾向に歯どめをかけるべく努力していく必要があり、私が考えるに、その努力の

うちの 하나가、4町村が心をついにし遂げた合併、愛西市の誕生であると考えております。現時点での交付税の確保を目指すよりは、将来的なことを考えていくには、三位一体改革について、憲法、地方自治法の趣旨を十分に組み入れた国・地方ともに根本的な改革と位置づけ、地方を中心とした改革への変換を目指す必要があると考えます。

以上のような考えのもと、今回のこの陳情については反対いたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・陳情第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第40・陳情第2号：最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、通告に従い、賛成討論の発言を許します。

○25番（中島義雄君）

最低賃金の引き上げと公契約における賃金・労働条件の改善、均等待遇実現に関する陳情について、賛成討論をいたします。

最近、多国籍大企業は史上空前の利益を上げていますが、中小企業は単価減額の押しつけに苦しみ、労働者は失業率こそ低下したものの、ふえたのは不安定雇用ばかりで、正規労働者数は7年連続減少、平均賃金も低下しています。景気の見通しを明るくするためには、雇用安定の確保と賃金底上げ、均等待遇の実現が求められています。とりわけ、雇用流動化で増大したパートや臨時・契約社員など、非正規労働者は職場に不可欠な労働力となっているにもかかわらず、低賃金のまま置かれ、暮らしの悪化ぶりは放置できない状況になっています。

昨年、最低賃金が2円引き上げられましたが、今の金額では、働いても健康に暮らせるだけの所得を得ることはできません。最低賃金の大幅引き上げが必要です。また、国や自治体の公共委託事業では、人件費の適正な水準を無視したすさまじいダンピング受注やピンはねが横行し、下請企業や資材納入業者、そこで働く労働者にしわ寄せが押しつけられています。労働者の賃金は契約時の設計・業務単価を下回り、最低賃金違反や賃金不払いも生じています。

税金の用途は厳格であるべきですが、住民のためにしたつもりの安価落札が住民サービス低下、公共の建物の質の低下を招いては元も子もありません。税金を投入した事業により、貧困な労働者をふやしている事態は自治体の責任で解消し、仕事に見合った報酬を保証することが

必要です。

以上の趣旨から、愛西市議会でも、地方自治法99条に基づき、下記の条項について、政府に対して意見書を出していただきますようお願いいたします。

1. 最低賃金の改善について、現行の地域別最低賃金を生活保護基準、18歳単身者以上に引き上げること、2. 公契約における公正な賃金等、労働条件の確保について、ILO第94号条約、公契約における労働条件に関する条約を批准し、公共事業や官公事業にもかかわる労働者の賃金、労働条件を適正に確保するよう求める公契約法を制定すること、3. パート・臨時・非常勤職員等の均等待遇の実現について、パート・アルバイトなど非正規労働者と正規労働者の均等待遇を具体化するために、ILO第175条条約の批准と、パート労働者の抜本的な改正を行うこと。

以上、賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号の趣旨に賛同の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・陳情第3号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第41・陳情第3号：被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

○38番（永井千年君）

被爆60年にあたり、平和な世界と日本を求める要請の賛成討論を行います。

要請項目は三つあります。

1項目めは、被爆60年核兵器廃絶へ具体的に取り組みをとという問題です。

ことしは被爆60年ということで、昨年1月には世界109カ国や地域、611都市が参加する平和首長会議が、広島・長崎両市長の提唱を受けて、核兵器廃絶のための緊急行動を発表しました。そして、同2月には、欧州議会が緊急行動への支持決議を行い、6月には1,183都市が参

加する全米の首長会議が支持決議を行いました。そして、ことし1月には、日本の全国市長会が支持を表明しています。

今議会で市長が表明されました非核平和自治体宣言を一刻も早く行うことはもちろんであります。核兵器廃絶を求めるイベントを市が開催することは大きな意義がありますし、市民グループへのイベントに協力することは必要であります。7月27日から、愛知県と名古屋市が共同で、平和のための戦争を知ろう展を行います、このような行事を愛西市でも行うべきであります。

2項目めは、憲法9条改悪に反対する署名への協力の問題です。

憲法9条改悪に反対するの一点で手をつなぎ、あらゆる努力を今すぐ始めようとの、大江健三郎さんや井上ひさしさんなど9人の著名人が呼びかけました九条の会は、今全国に広がり、この地域でも佐屋九条の会、つしま九条の会が活動を始めています。議会としての署名への協力と憲法擁護の態度表明を行うことに賛成であります。議会として、憲法9条改悪に反対する決議を行ったらよいと思います。

3項目めは、国民保護計画についてであります。

国民保護法の大もとは武力攻撃事態法で、この法律は、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や国民、地方自治体を動員する仕組み、国民、地方自治体、民間組織に米軍と自衛隊の軍事行動への協力を義務づける仕組みをつくった法律であります。ですから、国民保護計画の本質は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画だという点であります。災害対策を強めることは同然ですが、戦争に自治体が協力することは認められません。国民保護計画はできるだけつけない。やむを得ずつくる場合でも、防災計画を充実させ、住民の安全を守る内容を徹底し、憲法の平和原則、基本的人権、地上自治尊重の立場を明確に、そして国民保護計画協議会に自衛隊員を任命しないこととの、この要請者の意見には賛成であります。

以上3項目、いずれにも全面的に賛成であります。議員の皆さんの賛成を願っての討論いたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、反対討論の発言を許します。

○49番（石崎たか子君）

陳情第3号についての反対討論を行います。

確かにことしは戦後60年、被爆60年の節目の年であります。日本は、ただ一つの被爆国でもあり、二度と戦争をしないことは皆の胸に刻み込んでいるところであり、平和な世界になるよう、それぞれ貢献することも周知のとおりであります。

3項目の要請のうち、1の具体的な取り組みについては、愛西市では、既に市長は非核自治体宣言の御意思があり、今後、議会と協議して進めていくとお言葉がありました。

2の九条の会については、旧佐屋・旧佐織で、平成17年3月議会で同じように町側は、憲法は日本国家の基本を定めた法であり、自由主義に基づいて定められた国家の基礎法である。すべての法律は憲法に適合していなければならない。憲法に違反する法律は無効とされるなどの答弁をされておりますので、この要請事項については、それぞれ個人の自由意志に基づいて行動すべきものと思う次第でございます。

3の国民保護計画について、国では既に、平成16年9月17日に国民保護法を施行しました。避難・救援・武力攻撃に伴う被害の最小化を3本柱と定められております。各市町村は、平成17年度をめぐりに国民保護計画の作成をいたすことになっております。よって、我が国は法治国家である以上、法律に従うべきと考え、この要請に反対し、討論といたします。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第3号を採決いたします。

陳情第3号の趣旨に賛同の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・陳情第4号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・陳情第4号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

○13番（真野和久君）

それでは、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の送付についての反対討論を行います。

今回出されておりますこの意見書案、地方六団体改革案が昨年8月に地方六団体の総意として小泉首相に提出されて以降、協議を行ってこられたというふうに言われています。しかし、実際のところ、そもそもこの改革案そのものに対しても決して総意ではなく、知事会の中でも八つの県がこれに反対しているということをしっかりと考えなければならないと思います。今回のこの六団体の改革案そのものについては、この中で三位一体の改革を進め、そしてその中で地方への税源移譲、国庫補助金・国庫負担金等の削減、そうしたことが協議されています。ここにも書いてありますが、これまでの協議の中で、今年度は地方への税源移譲の一つとしては3兆円を税源移譲するかわりに3.2兆円の補助金を削減する、こういう地方にとって極めて厳しい案となっております。

それと、さらに大きな問題は、先ほども申し上げましたが、国庫負担金の問題です。生活保護費の問題や、あるいは特に義務教育費に関する負担金の削減に関しては、六団体の改革案そのものの中に税源移譲によって賄うという対応をするということが提案されていますが、これに対しては教育界、あるいはPTA、そうした方々からも大きな反対の声が上がっている問題であります。こうしたことをかんがみましても、この地方六団体の改革案そのものすべてについて賛成するというふうにはならないということでありまして。

確かに、現在、地方分権を推進し、その中で地方にとって自主財源を確保していくことは重要であり、そういった点についての改革を進めることは大事であります。先ほど申し上げたような非常に大きな問題を含む地方六団体の改革案であるという認識に立ちまして、今回の意見書の送付については反対いたします。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

○33番（祖父江 靖君）

陳情第4号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について、賛成の立場から意見を述べます。

さて、三位一体の改革につきましては、昨年8月24日、地方六団体の総意として、国庫補助負担金に関する改革案を小泉内閣総理大臣に提出して以来、国と地方との協議の場を何回も重ねて、昨年11月26日、平成17年度及び18年度における三位一体の改革に関する全体像が政府において決定されました。そこで、全国市議会議長会を初め地方六団体といたしましては、あくまでも地方六団体改革案を踏まえた、おおむね3兆円規模の税源移譲を確実にすることを肝要と位置づけております。

そこで、私は、地方分権の理念に沿った改革にすべく、その意見書の記述の、特に生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いについては、国と地方との協議の場において協議決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。それに、地方交付税制度については、基本方針2004及び政府・与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障を生じないように地方交付税総額を確実にすることとともに、財源保障機能、また財源調整機能の充実の強化のためにという意見書のこの案に私は賛同いたし、陳情第4号の賛成の討論といたします。以上です。

○議長（横井滋一君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号の趣旨に賛同の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、陳情第4号は採択と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開いたしますので、お願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・陳情第5号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第43・陳情第5号：地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、通告に従い、賛成討論の発言を許します。

○13番（真野和久君）

それでは、陳情第5号についての賛成討論を行います。

地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出のお願いについてということで、ここに書いてあるとおり、昨今、地方分権、そして地方自治体の権限強化ということが言われている中で、地方議会としても、そうした自治体の行政機能に対する監視機能を強め、そして住民の皆さんの意向を十分に反映できるようにしていく、そういう意味での権限の強化が期待されるものであります。そうした中で、この意見書の中にも書いてあるとおり、議長に議会招集権を付与する、委員会にも議案提出権を認める、議会にそういう機関の設置を可能にするなど、こうした地方議会の権限強化と活性化のために必要な改革であるというふうに考えまして、賛成いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第5号を採決いたします。

陳情第5号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第5号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議案第21号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第44・議案第21号：佐織中学校給食室調理器売買契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第21号をお願いいたします。

佐織中学校給食室調理機器売買契約の締結について。

下記のとおり佐織中学校給食室調理機器売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、佐織中学校給食室調理機器売買契約。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約金額、金 5,775万円。4. 契約の相手方、愛知県西春日

井郡西枇杷島町旭町2丁目22番地、ハヤカワ産業株式会社 代表取締役 早川 賢。5. 納入期限、契約の翌日から平成18年2月20日まで。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、佐織中学校給食室調理機器購入のため必要があるからであります。

指名競争入札の執行調書もあわせて添付させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、議案第21号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

念のために確認させていただきたいんですけど、ちょっと3ヵ月暫定予算をきょう持ってこなかったものですから、予算上の備品購入費は幾らになっておるのか、確認させていただけるでしょうか。

○教育部長（八木富夫君）

大変申しわけございません。私も、ちょっと手元に暫定予算書を持ち合わせておりませんので、できれば暫時休憩をいただいて確認したいというふうに思います。

○議長（横井滋一君）

それじゃあ暫時休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（横井滋一君）

会議を再開いたします。

答弁願います。

○教育部長（八木富夫君）

どうも大変失礼いたしました。

暫定予算の備品購入費でございますが、総額で1億 2,416万 4,000円となっております。

○38番（永井千年君）

そうしますと、この備品購入費のうちの約半分ですけれども、予算質疑の中でも給食厨房機器ということで1億 2,415万 4,000円について言われておりましたけれども、今回の契約金額以外にはどのようなものがあるのか、ちょっと関連して御説明いただけないでしょうか。

○教育部長（八木富夫君）

この備品購入費の中には、給食器具と厨芥処理機、ランチルームの器具、そして校舎の器具がそれぞれ入っております。

○38番（永井千年君）

そうしますと、給食器具については、今回の契約だけで、それ以外はないということでしょうか。

○教育部長（八木富夫君）

ただいまおっしゃっていただきましたように、今回は給食室の中に配置されます備品でございます。

○44番（加藤敏彦君）

この契約の相手方となりましたハヤカワ産業株式会社の企業実績にはどんなものがあるのでしょうか。

○教育部長（八木富夫君）

このハヤカワ産業株式会社でございますが、どんな実績かというお尋ねですが、それぞれの旧4ヵ町村のそれぞれセンターごと、そして佐織町では自校方式をとっておりますが、そうした中で、それぞれ契約内容があった業者でございます。

○16番（浜本七重君）

関連して伺いますけれども、この給食の備品のワンセットを購入ということですが、最大何食分のものがつくれるのでしょうか。

それからあと、何月からの給食の開始になるのでしょうか。それも教えていただきたいと思っております。

○教育部長（八木富夫君）

この給食室の能力は、最大におきましては700食ということですが、これは最大ということで、一般的に500食というふうにお聞きしております。

そして、こちらの給食室の開始時期につきましては、平成18年3月1日までは今佐織中学校建設の工期になっておりますので、それ以後でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終結いたします。

議案第21号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第21号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第21号について討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・同意第15号（提案説明・質疑・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第45・同意第15号：愛西市助役の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第15号をお願いいたします。

愛西市助役の選任について。

愛西市助役に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。本日、市長提出でございます。

記といたしまして、住所、愛西市大井町五川東1番地、氏名、山田信行、昭和23年6月25日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法161条第2項の規定により、

助役を選任する必要があるからでございます。

履歴書も添付させていただきましたので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、同意第15号の質疑を行います。

なお、この件につきましては、山田信行君の一身上に関する案件でございますので、一時退席を願います。

[福祉部長・山田信行君 退場]

それでは、質疑のある方はどうぞ。

○38番（永井千年君）

今回の助役が選任されますと、四役の中では、あと収入役が決まっていないという状況ですので、その点について市長の考え方を伺いたいのと、山田さんが助役に選任されることによる部長人事というのはどうなるのか。これも関連して、市長から説明をいただきたいと思っております。

○市長（八木忠男君）

お答えいたします。

収入役につきましても、委員会などでも質問をいただいてまいりました。お願いする方向で検討しているところでございますが、いましばらくお時間をいただきたく思いますし、それと同時に、部長職が助役ということでの人事、これもあすからということではなくて、今後、その人事についても8月1日ぐらいを目標に、今考えているところです。

○38番（永井千年君）

8月1日ということになりますと、その間については、福祉部長についてはどのようなことになるのでしょうか。代理とか、何か置かれるのでしょうか。福祉部長はなしでやられるんですか。

○市長（八木忠男君）

助役が兼務するという形で進めたいと思っております。

○議長（横井滋一君）

それでは、これで質疑を終結いたします。

同意第15号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第15号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第15号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第15号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第15号は同意することに決定いたします。

山田信行君の退場を解きます。

〔福祉部長・山田信行君 入場〕

それでは、山田信行君にお伝えいたします。

ただいまの同意第15号は同意することに決定いたしました。

ここで、山田信行君よりごあいさつをいただきます。

○福祉部長（山田信行君）

それでは、お許しを得まして、一言お礼の言葉を述べさせていただきたいと存じます。

ただいまは助役選任の議案に全員の御同意をいただきまして、本当にありがとうございました。私、このような浅学非才の未熟者にもかかわらず、皆様方の御同意を得ましたことを本当に身に余る光栄と深く感謝を申し上げますとともに、これからの重責をいたく痛感しているところでございます。この上は、これまでの38年間の職員としての勤務経験を生かしながら、また部課長を初め全職員の皆様方とともに一生懸命努力しながら、市長の補佐役・女房役として、誠心誠意一生懸命務めさせていただく所存でございます。

どうか今後とも、市会議員の皆様方の温かい一層の御支援、御鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。私のお礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第46・常任委員会の閉会中の継続調査について

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第46・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から所管事務について、会議規則第102条の規定により閉会中に継続調査を要する旨の申し出書の提出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただき、御協議いただきたいと思いますので、暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは暫時休憩いたします。

午後 1 時50分 休憩

午後 1 時55分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、意見書案第 1 号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について、意見書案第 2 号：地方議会制度の充実強化に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

休憩中に意見書案が 2 件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議していただきました結果、お手元に配付の意見書案第 1 号、意見書案第 2 号を追加日程として本日御審議を願うこととし、決定いたしました。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第 1・意見書案第 1 号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

それでは、追加日程第 1・意見書案第 1 号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○57番（金森認市君）

今、議運の委員長から説明がございましたように追加されました。先ほどの委員会の報告については既に本会議の場で確認されておりますので、出します意見書の内容、中身について、また御審議いただきたくわけですが、お手元へ配付いたしましたこういう内容でもって提出したい。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣へ出したいということでございますので、ひとつよろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第 2・意見書案第 2 号（提案説明・質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第 2・意見書案第 2 号：地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○57番（金森認市君）

意見書案第2号：地方議会制度の充実強化に関する意見書についてでございます。

お手元へ配付いたしましたこの内容でもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、以上4カ所へ愛西市市議会として提出するということで提案させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、意見書案第2号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・委員会付託の省略について

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第3・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第1号、意見書案第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号、意見書案第2号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第1号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第4・意見書案第1号：地方六団体改革案の早期実現に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

○13番（真野和久君）

それでは、意見書案に対する反対討論を行いたいと思っております。

先ほど、陳情のときにも申し上げましたが、この意見書について、地方六団体の改革案を踏まえた形での改革という形を強く求めるというふうに書いてあります。しかし、残念ながら、例えばこの六団体のそもそもの改革案そのものが六団体の中でも総意となっていないという点。それから財源の問題でも、自主財源として3.2兆円のを3兆円にまで削減するという点。それから、生活保護費や義務教育国庫負担金等についても、改革案においては、特に義務教育国庫負担金についてはすべてを地方へ移譲すると提案しながら、一方ではこの意見書の中では国庫負担の引き下げは絶対認められないと。あるいは地方交付税制度についても、基本方針

2004及び政府・与党合意ということであれば、地方交付税の総額等についてはかなり削減も考えられるというふうになっていながら補償を求める、そういう意味では、地方六団体の今回の改革案に基づいて、地方への税源移譲や地方分権というものをこだわってやっている限りは、こうした矛盾をそのまま抱えた形での意見書ということになってしまうということを考えるならば、しっかりと本来求めるべき、例えば3兆円規模の税源移譲の問題や、あるいは国庫負担率引き下げを絶対認めない、あるいは地方交付税の機能充実、こうしたものに絞って意見書を上げるという形ならわかるんですが、こうした形では矛盾した意見書になっていることについて大きな問題点があるというふうに思います。以上の点から反対いたします。

○議長（横井滋一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御発言のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・意見書案第2号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、追加日程第5・意見書案第2号：地方議会制度の充実強化に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、執行者の方から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

先ほどの答弁の中で、助役が福祉部長、福祉事務所長を兼務というお答えをしました。福祉事務所長を助役が兼務できるかということをやっと休憩時間中に県の方に確認しましたが、まだ返事が来てございません。その確認をして、結果によっては他の方法で考えてまいりたいということをお伝えいたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は6月13日の開会以来、本日までの18日間にわたり、提案されました17年度予算を初め多数の重要案件を議了して、議案について議員各位には終始極めて熱心に審議され、本日ここに全議案終了して、無事閉会の運びとなりましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。理事者各位におかれましても、審議の間、誠実な態度を持って審議に協力されました御労苦に対しまして深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは委員会において、議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては特に考慮を払われ、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

最後になりましたが、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より御礼申し上げますとともに、市政の積極的推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、6月13日から本日まで、長きにわたり御協議いただきましてありがとうございました。議案、同意案などなど、本当に多くの案件を慎重に御審議いただき、御議決をいただきましてありがとうございました。

少し御報告と連絡もさせていただきます。7月に入りますと、旧八開村のガボン共和国、そして8月19日にはパナマ共和国とのフレンドシップ事業、そして8月16日には海部地域の日ということで、これも海部地域全体の万博での催しがあるわけであります。そんなことやら、あるいは納涼祭りなどなど、地域では夏の行事も計画しているわけであります。そして、あすからは、私どものさわやかサマースタイルということで、これも省エネということであります。ネクタイを着用しないで仕事をさせていただきます。7月1日から9月30日までの3ヵ月間ということでありますので、御理解もいただきたく思います。

最後になりましたけれども、またあすから7月ということで暑さも一層厳しくなるろうことと思ひますし、節水の点も心配でありますけれども、議員各位におかれましても、どうぞ健康に

十二分に御留意いただき、それぞれの立場で御活躍、そして市政にもまた御支援、御協力賜りますようお願い申し上げ、閉会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて平成17年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後2時18分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

横井 滋 一

会議録署名議員  
第 3 番 議員

吉 川 三津子

会議録署名議員  
第 4 番 議員

榎 本 雅 夫